

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案中修正要綱

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」を次のように修正する。

一 施行期日等の修正

施行期日等について、所要の修正を行うこととする。

二 国税通則法改正に係る一部の規定の削除等

- 1 題名及び目的の改正、納税者権利憲章の作成並びに新たな税務調査手続の追加に係る規定を削ることとする。
- 2 附則に納税環境の整備に向けた検討に係る規定を追加することとする。